**○中部地方整備局告示第四十二号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

「ニ　東濃東出張所　岐阜県中津川市茄子川千百七十番地の九　を「ニ　飛騨出張所　岐阜県高山市赤保木町千百四番地　飛騨出張所　岐阜県高山市赤保木町千百四番地」に改める。

**○中部地方整備局告示第四十三号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十八年三月二十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　登録番号　中部地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社ぎふ建築住宅センター

三　評価の業務を行う事務所の所在地の変更　「岐阜県中津川市茄子川一一七〇番地の九」を削除

**○中部地方整備局告示第四十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　西三河都市計画道路事業八・六・六百五十二号三知緑道線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月二十五日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　愛知県知立市新地町吉良道東及び東新地並びに内幸町小屋場及び平田地内　使用の部分　なし

**○中部地方整備局告示第四十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　西三河都市計画道路事業三・四・八十三号知立環状線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月二十五日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　愛知県知立市内幸町平田及び小屋場並びに新地町吉良道東及び東新地地内　使用の部分　なし

**○中部地方整備局告示第四十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千八百四号西三河都市計画都市高速鉄道事業名古屋鉄道名古屋本線、三河線（豊田方）及び三河線（碧南方）

三　事業施行期間　自平成十二年八月二十八日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成十二年建設省告示第千八百四号の事業地に愛知県知立市山町御手洗、四組、茶碓山及び五八山並びに牛田町裏新切を加え、知立市新地町吉良道東地内において事業地を変更する。　使用の部分　なし

**○中部地方整備局告示第四十七号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 名古屋市港区金城ふ頭一丁目一番一地内 | 前 | 三四・〇〇～八一・〇〇メートル | 〇・〇八八キロメートル |
| | 後 | 三五・〇〇～一二一・〇〇メートル | 〇・〇八八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

**○近畿地方整備局告示第六十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百八十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 泉佐野市りんくう往来北一番一地内 | 前 | 三一・六〇～三八・四〇メートル | 〇・〇三二キロメートル |
| | 後 | 三一・六〇～三八・四〇メートル | 〇・〇三二キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

**○近畿地方整備局告示第六十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　近畿地方整備局長　山田　邦博

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四百八十一号 | 泉佐野市りんくう往来北一番一地内 | 近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年三月二十五日

**○近畿地方整備局告示第六十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日　近畿地方整備局長　山田　邦博